

# これまでの 浜田那賀方式 自治区制度

各自治区が発展していくための取組



浜田市 地域政策部 政策企画課

参考資料

# 1 浜田那賀方式自治区制度とは？

## (1) 合併までの流れ

### ① 平成7年頃～

国が社会基盤の見直しを理由に、市町村に合併を推進

### ② 平成13年頃

島根県も国の考えにより市町村に合併案を提示  
(江津市を含んだ案もあった)

### ③ 平成15年頃

浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町で協議を始める

### ④ 平成17年10月1日に合併

## (2) なぜ？合併したのか

- ・国から貰えるお金が減らされて運営が厳しくなる(一番の要因！)
- ・経費の削減

# 1 浜田那賀方式自治区制度とは？

## (3) 自治区制度創設の背景

### ① 合併に対する住民の声

- 地域の特性や伝統、また地域コミュニティがどうなるのか
- 住民の意見が行政に反映されなくなるのではないか
- 市部中心の施策になり、旧市町村の独自施策ができなくなるのではないか

### ② 住民自治の促進

- 住民自治の考えを基本とし、新たな住民自治組織となる「地区まちづくり推進委員会」の取組を促進する



地域住民の不安を払拭し、また住民自治を促進するため、旧市町村の独自施策を継承できる仕組みとして、自治区制度を“当面10年間”（平成17年～平成27年）導入することとなった

# 1 浜田那賀方式自治区制度とは？

## (4) 基本的な考え

自治区では、地域のことは地域で解決し、安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」で、きめ細やかなまちづくりを推進し、地域の不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって本市の連帯感を深める。

## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### (1) 自治区長

【身分】 地方自治法第161条第2項の規定に基づく副市長

【人数】 各自治区1名（計5名）

【任期】 4年

【役割】 自治区事業の執行や政治的レベルの調整を図る。

【選任】 地域協議会の推薦を尊重し、市長が選任する。

ちなみに・・・

【給料】 副市長 670,000円 自治区長 540,000円

## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### (2) 地域協議会

【設置】 附属機関として、各自治区に地域協議会を設置する。  
(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく)

【役割】 市長または自治区長の諮問に応じ、当該自治区に係る次の事項について審議・答申する。

- ① 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- ② 重要施策、自治区事業に関する事項
- ③ 自治区長（浜田自治区長を除く。）の推薦に関する事項
- ④ その他市長が必要と認める事項

【委員】 各自治区15人以内

【任期】 2年（4月1日～翌々年3月31日）

【選任】 当該自治区の住民自治組織（自治会や町内会、地区まちづくり推進委員会等）が推薦した者を市長が選任する。

## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### (3) 自治区の事務所（本庁・支所体制）

自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、自治区事業が実施できる体制をとっています。

#### ■自治区の事務所、地域協議会委員数

（令和元年9月1日現在）

自治区	自治区の事務所	地域協議会担当課	地域協議会
			委員数
浜田自治区	本庁	まちづくり推進課	15名
金城自治区	金城支所	防災自治課	15名
旭自治区	旭支所	防災自治課	15名
弥栄自治区	弥栄支所	防災自治課	15名
三隅自治区	三隅支所	防災自治課	15名

#### ●本庁

○管理部門（予算、人事など）を含む本庁機能

#### ●支所

○管理部門を除く総合支所機能  
※平成27年度から3部門体制！

## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### (4) 自治区予算（地域振興基金、投資的経費配分枠）

自治区予算は、各自治区の個性あるまちづくりを推進するために設けており、「地域振興基金」と「投資的経費配分枠」による2本立ての予算をルール化し、自治区事業が実施できる仕組みを確保する。

#### 地域振興基金

**【経緯】** 各自治区の独自事業が継続できるように、旧市町村の基金を原資として設置したものの。

**【用途】** 自治区事業のうち、主にソフト事業（補助事業など）に充てる。

**【残高】** 旧市町村の基金を原資としているため、自治区ごとに異なっている。

#### 投資的経費配分枠

**【経緯】** 旧市町村の投資的事業費を基にルール化し、自治区ごとに配分枠を定めたもの。

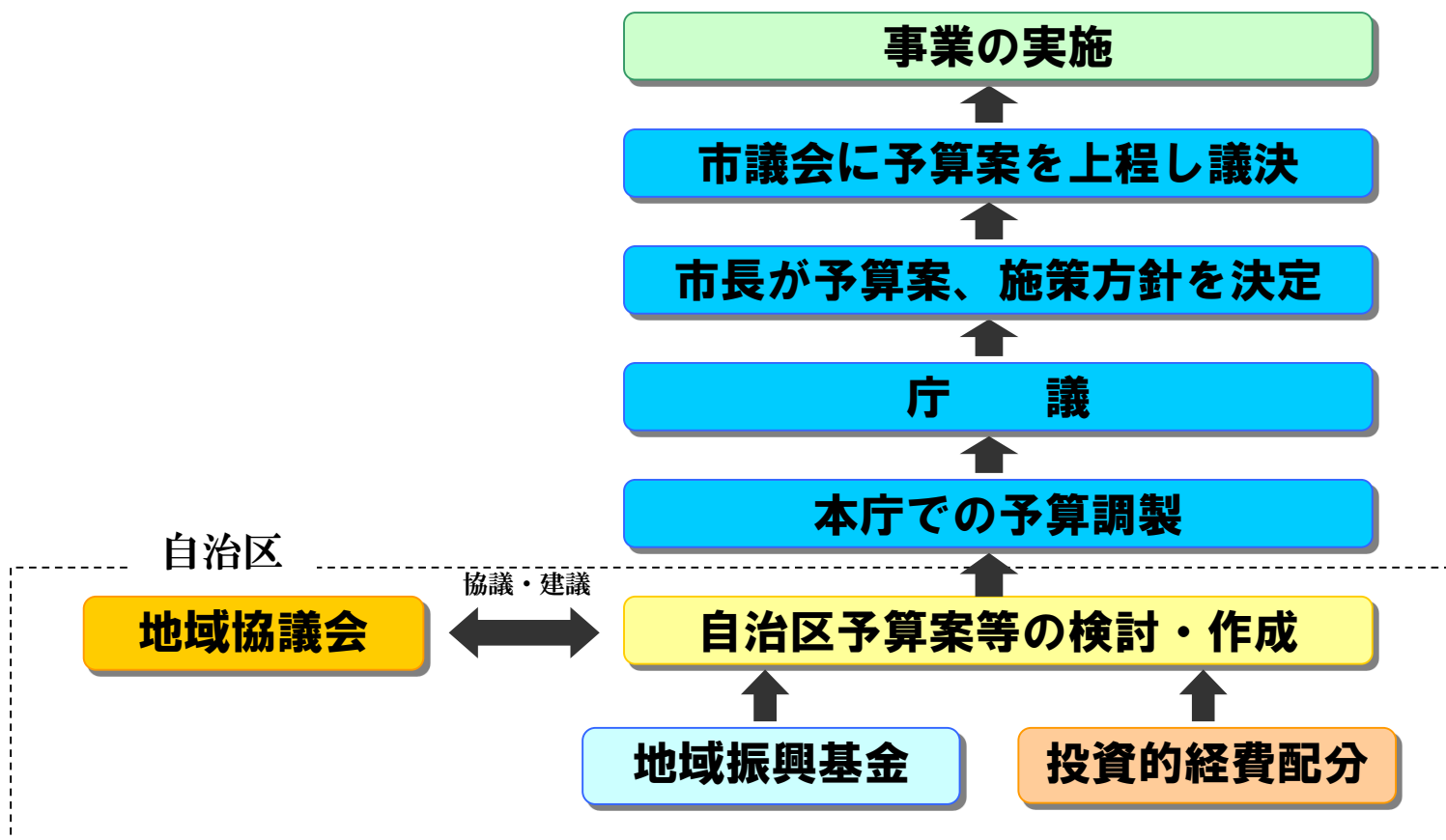
**【用途】** 自治区事業のうち、主に道路や橋梁等のハード事業（投資的経費）に充てる。

**【予算額】** 配分される予算は、旧市町村の投資的事業費を基にしているため、自治区ごとに異なっている。ただし、投資的経費配分枠を超えて自治区事業を実施する場合は、地域振興基金を充てる場合がある。

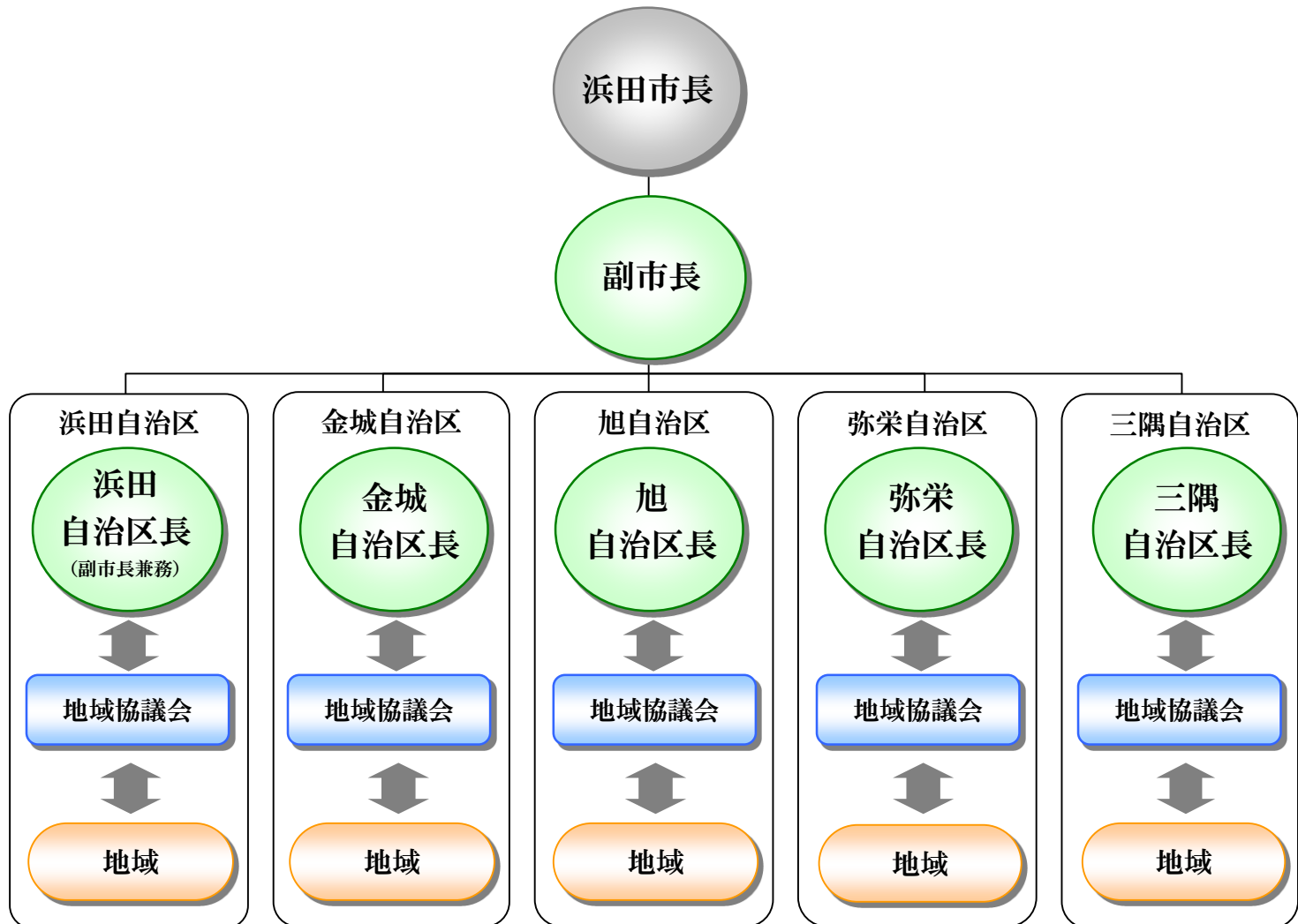


## 2 浜田那賀方式自治区制度の4つの特徴

### 自治区予算決定までの流れ（イメージ）



### 3 浜田那賀方式自治区制度のイメージ



## 4 自治区制度検証の取組

### 1 自治区制度の検証（平成21年）

(1) 検証の趣旨 自治区制度を住民にとってより良いものとすることを目的とし、市町村合併から4年目を迎えた平成21年に実施した。

(2) 検証期間 平成21年2月～平成21年7月

(3) 検証項目

自治区制度の 基本4項目	① 自治区長
	② 地域協議会
	③ 本庁・支所体制
	④ 予算（地域振興基金、投資的経費配分枠）

(4) 検証方法

- ① 団体ヒアリング
- ② 座談会
- ③ 職員アンケート

# 4 自治区制度検証の取組

## 2 自治区制度の再検証（平成25年、第一次調査）

### 第1 検証の趣旨

合併8年目を迎え、平成28年度以降の自治区制度の検討に向けた基礎資料とする。

### 第2 検証項目

- ① 自治区長について
- ② 地域協議会について
- ③ 本庁・支所体制について
- ④ 自治区予算（地域振興基金、投資的経費枠）について
- ⑤ 自治区事業について

### 第3 検証期間

- ① 庁内会議 平成25年2月～平成25年10月
- ② 検証作業 平成25年4月～平成25年10月

### 第4 検証方法

- ① 市民アンケート 「自治区制度に関するアンケート調査」
- ② 基礎データ収集 人口動態調査
- ③ 他自治体の事例調査 出雲市地域自治区
- ④ 団体ヒアリング 各種団体等との意見交換会（各自治区で実施）
- ⑤ 職員研修 「財政・自治区制度研修会」

## 4 自治区制度検証の取組

### 3 自治区制度の再検証（平成26年、第二次調査）

平成26年 7月～8月

「自治区制度公聴会」を開催し、多くの市民の皆さんのご意見をいただいた。

	浜田自治区				金城自治区	旭自治区	弥栄自治区	三隅自治区
場所	石見 公民館	周布 公民館	浜田 公民館	国府 公民館	みどり かいかん	旭センター	弥栄会館	三隅 中央会館
参加人数	133人	84人	126人	88人	158人	151人	117人	399人

## 5 自治区制度の見直しについて

### (1) 今後の自治区制度についての方針 [平成26年11月]

「浜田那賀方式自治区」制度は、平成27年10月にはちょうど「10年」を迎えることから、今後の制度について、市長としての所見（方向性）を平成26年11月10日に提示。

この方針においては、次期自治区制度は、「新自治区制度」と「補完的対策」によって、各自治区の地域振興に取り組むことを趣旨とし、その仕組みづくりに努めることとした。

### (2) 「新自治区制度」等についての修正と説明（案） [平成27年2月]

平成26年11月10日付けの「今後の自治区制度についての方針」を提示した後、多くの皆さんからご意見やご質問をいただき、その意見等を踏まえ、「新自治区制度」等の表現を一部修正したものを平成27年2月4日に提示した。

### (3) 今後の自治区制度について（最終案） [平成27年5月]

「新自治区制度等についての修正と説明（案）」を提示した後、4自治区の地域協議会から現行自治区制度の存続についての要望書を提出を受けたことを踏まえ、現行制度を一部見直して令和2年3月末まで4年間延長することとし、「今後の自治区制度について（最終案）」を平成27年5月15日に提示した。

この最終案に基づいて、「自治区設置条例」や「副市長条例」等の一部改正について議会に上程した。

# 5 自治区制度の見直しについて

## 今後の自治区制度について（最終案）

### ①自治区長

	当初(約10年間) (平成17年11月～平成27年度)	変更後(4年間) (平成28年度～令和元年度)
身 分	副市長 (地方自治法第161条第1項) (地方公務員法第3条第3項第1号) (浜田市副市長条例)	特別職 (地方公務員法第3条第3項第3号)
人 数	5名(うち浜田自治区長は副市長が兼務)	
選任方法	地域協議会の推薦に基づき、市議会の同意を経て市長が選任する。	地域協議会の推薦に基づき、市長が任命する。
任 期	4年	
権 限 等	自治区行政の重要施策、陳情、防災等に関する専決権を有する。	
給 与 等	給料月額54万円 (諸手当等は通勤・期末手当、退職金)	報酬月額36万円 (諸手当等は通勤・期末手当相当)
勤務時間	(定めなし)	常時勤務を要する職員の4分の3以下の勤務時間
社会保険	市町村共済組合	社会保険
公務災害補償	地方公務員災害補償法による。	浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。
出席する会議等	市議会、地域協議会、行政連絡員会議、防災会議、成人式、消防出初め式、市人会、庁議、支所会議、その他の会議・自治区行事※など ※自治区間で異なる場合がある。	

# 5 自治区制度の見直しについて

## 今後の自治区制度について（最終案）

### ②地域協議会

	当初（約10年間） （平成17年11月～平成27年度）	変更後（4年間） （平成28年度～令和元年度）
設置	附属機関（地方自治法第138条の4第3項に基づく）として、各自治区に設置する。	
役割	市長の諮問に応じ、当該自治区に係る次の事項について審議・答申する。 ① 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項 ② 重要施策、自治区事業に関する事項 ③ 自治区長（浜田自治区長を除く。）の推薦に関する事項 ④ その他市長が必要と認める事項	
委員	各自治区15人以内（5自治区の合計75人）	
任期	2年（4月1日～翌々年3月31日）	
選任	当該自治区の住民自治組織（自治会や町内会、地区まちづくり推進委員会等）が推薦した者を市長が選任する。	



# 5 自治区制度の見直しについて

## 今後の自治区制度について（最終案）

### ③自治区の事務所（本庁・支所体制）

自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、地域の個性を活かしたまちづくりを進める。

平成27年4月からは、支所を3課体制とした。

自治区	自治区の事務所	地域協議会	
		担当課	委員
浜田自治区	本庁	まちづくり推進課	15名
金城自治区	金城支所	防災自治課	15名
旭自治区	旭支所	防災自治課	15名
弥栄自治区	弥栄支所	防災自治課	15名
三隅自治区	三隅支所	防災自治課	15名

# 5 自治区制度の見直しについて

## 今後の自治区制度について（最終案）

### ④ 自治区予算

	当初(約10年間) (平成17年11月～平成27年度)	変更後(4年間) (平成28年度～令和元年度)
地域振興基金	〔経緯〕旧市町村の基金を原資として、各自治区に「地域振興基金」を設置	
	〔運用・使途〕 主に各自治区のソフト事業(定住対策基金事業や各種助成事業等)の実施経費に充てる。	〔運用・使途〕 1 中山間地域の活性化のための共通事業(5億円) ①公共交通対策事業(200万円) ②巡回人間ドック事業(2,000万円) ③農業振興基金事業(3億円) ④危険木・支障木緊急除去事業(1.7億円) ⑤公民館を中心とした課題解決の支援事業 (800万円)  2 自治区事業 基金残額は各自治区で活用し、ソフト事業に加えてハード事業にも活用する。
投資的経費	〔経緯〕 旧市町村の投資的経費を基に、各自治区への「投資的経費配分枠」をルール化 〔運用・使途〕 主に道路や橋梁等のハード事業(投資的経費)を実施する。	〔運用・使途〕 1 4自治区の投資的経費 4自治区(浜田自治区を除く)の投資的経費を、4年間で約50億円(一般財源と地方債ベース)を確保する。  2 緊急的な維持補修経費(予備費) 緊急的な維持補修等の経費として、各支所に年間500万円の予備費を確保する。

# 5 自治区制度の見直しについて

## 今後の自治区制度について（最終案）

### ⑤各自治区が発展していくための取組

重点的な取組	内容	令和元年度までの取組み
(1) 地域の個性を活かしたまちづくり施策の推進	「地域の個性を活かしたまちづくり」の施策が着実に実施できるよう、自治区ごとに振興計画を作成し、その進捗状況を定期的に開示・報告するなど、地域の皆さんと情報共有しながら施策を進めます。	第2次浜田市総合振興計画において、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるための自治区別計画を作成しました。
(2) 住民自治組織への支援の充実	今後、さらに地域の皆さんが自主的に活動していただけるよう、地区まちづくり推進委員会などの住民自治組織への支援に努め、あわせて地域リーダーの育成支援に取り組みます。 また、「まちづくり総合交付金事業」の後継事業などを検討し、地域の状況に応じた支援事業を実施します。	「まちづくりフォーラム」を開催し、まちづくりの取組の交流を図るとともに、地域リーダーの育成に努めています。 「まちづくり総合交付金事業」については、平成28年度から一部見直しを行い、引き続き、地域活動を支援しています。
(3) 地域の皆さんの声を市政に反映する仕組みづくり	地域の皆さんからのご意見を伺う場として、地域協議会に加えて、まちづくりフォーラムや必要に応じて各種公聴会、市民委員会等を開催し、市民の皆さんの声を市政に反映させます。	第2次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成において、市民委員会の開催などにより、市民の皆さんから頂いた意見を計画に反映させました。
(4) 地元企業等における事業機会の確保	地元企業等の事業機会を確保するため、学校給食センターでの地元食材の利用等、地域資源を積極的に活用する「地域資源活用推進条例」(仮称)を制定します。〔制定時期は平成27年度中を予定〕	平成28年3月議会において「地域資源活用推進条例」を制定しました。現在この条例に基づいた取組を進めています。
(5) 安全で安心して暮らせる防災体制の強化	平成27年度からの支所3部門体制に伴い、各支所に「防災自治課」を設置し、災害時の迅速な職員対応ができる体制を構築します。	平成28年12月以降各支所に消防職員1名を配置しました。
(6) 支所支援体制の強化	平成27年度からの支所3部門体制に伴い、本庁の地域政策部内に「支所支援係」を設置し、各自治区の地域振興の支援を強化します。	自治区長の延長が決定され「支所支援係」の役割が減ったため、平成28年度からは政策企画課において総合的に支援することとしました。

## 6 新たな住民主体のまちづくりについて

### (1) 令和2年4月以降の自治区制度について [平成30年4月]

4年間延長とした制度は、令和2年3月末までとなっていることから、自治区長を中心とした「自治区制度検討会議」を設置し、地域協議会を中心に意見を伺いながら、今後の制度について検討していくこととした。

### (2) 「自治区制度見直しに係る方針素案」について [平成30年12月]

各地域協議会を中心に、これまでの振り返りや今後のまちづくりのために担保すべきことについてご意見をいただき、「自治区制度検討会議」において協議を重ね、現行の自治区設置条例は期限後に廃止し、代わりに住民自治の理念を示す(仮称)まちづくり推進条例を制定することや公民館のコミュニティセンター化を目指していくことを盛り込んだ方針素案を提示した。

### (3) 新たな住民主体のまちづくりの方針(最終案) [令和元年5月]

「自治区制度見直しに係る方針素案」を提示した後、各自治区地域協議会を中心に素案に対するご意見をいただき、これまでの自治区制度の精神や良いところを引き継いだ(仮称)まちづくり推進条例の制定について、外部委員による検討委員会を立ち上げ、1年かけて協議していくこと、そのために現行の自治区設置条例を1年間延長すること、などを盛り込んだ「新たな住民主体のまちづくりの方針(最終案)」を提示した。

この最終案に基づいて、「自治区設置条例の一部改正」や「条例検討委員会設置条例」について令和元年9月議会に上程した。

# 6 新たな住民主体のまちづくりについて

## 新たな住民主体のまちづくりの方針（最終案）

### ①-1 新たな住民主体のまちづくりへの取組

#### ①自治区制度

◆新しい制度では、更なる住民が主体となった協働のまちづくりを進めていくことを目的に、自治区設置条例を改め、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例を制定する。

##### 1.（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例

(1)条例は、2021年（令和3年）4月1日施行とし、検討委員会を立ち上げ、内容を検討する。

(2)自治区設置条例は、新制度へ円滑に移行できるよう2021年（令和3年）3月31日までの1年に限り延長とする。

##### 2.公民館のコミュニティセンター化

(1)まちづくりをサポートするための機能として、公民館のコミュニティセンター化を盛込む。

(2)コミュニティセンター化に向けては、館長の従事時間や活動費の増額、連携強化を目的に連携主事を新たに配置するなど、支援の充実を図る。

また、引き続き、公民館の社会教育機能の維持・充実を図ることも盛り込む。

#### ②自治区長

◆自治区設置条例に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。

(1)支所長（一般職）は継続して配置する。

(2)新制度における地域の実情や要望などを把握し、市長に意見する役割については、地域協議会がその役割を担う。

また、地域協議会に市長が年1回以上出席することとし、地域の声や状況を把握できるようにする。

(3)防災に関することについては、基本的に支所長対応とし、大きな災害の発生時は副市長が対応する。

# 6 新たな住民主体のまちづくりについて

## 新たな住民主体のまちづくりの方針（最終案）

### ①-2 新たな住民主体のまちづくりへの取組

#### ③ 地域協議会

- ◆現行どおりの体制により地域協議会は引き続き設置する。
- ◆役割は以下のとおりに変更する。
  - (1)地域協議会は、当該区域に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。
    - ①中山間地域振興対策に関する事項
    - ②地域コミュニティに関する事項
    - ③その他地域協議会が必要と認める事項
  - (2)地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。
    - ①総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項
    - ②市の重要施策に関する事項
    - ③その他市長が必要と認める事項

#### ④ 支所機能

- ◆役割・体制ともに現状維持とする。

#### ⑤ 予算

- ◆地域振興基金は、自治区設置条例の延長に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。以降は代わりとして、まちづくり振興基金の中に5年間で総額10億円の中山間地域振興枠を創設する。
  - (1)農業振興に関すること、生活環境の維持向上、まちづくりに関する支援など、中山間地域全体の共通課題として支援する必要があるソフト事業とする。
  - (2)地域からの提案事業（ソフト事業に限る）に応えられるよう自由枠を設定する。
  - (3)事業枠の詳細は、2019年度（令和元年度）中に自治区長を中心とした自治区制度検討会議の中で調整する。
- ◆まちづくり総合交付金は継続する。
- ◆各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間500万円程度）は継続して確保する。

## 6 新たな住民主体のまちづくりについて

### 新たな住民主体のまちづくりの方針（最終案）

#### ② 自治区設置条例を1年延長することに伴う変更点等

① 設置期間	・現行の設置期限である「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改正する。
② 自治区長	・役割、身分等は現行どおり。ただし、任期は令和3年3月31日までの1年間とする。
説明	・現行の自治区長の任期は、令和2年3月31日までとなっているため、令和2年4月1日から1年間の自治区長について、地域協議会に推薦していただき、市長が任命する。
③ 地域協議会	・役割、体制は現行どおり。ただし、委員の任期は令和3年3月31日までの1年間とする。
説明	・現行の地域協議会委員の任期は、令和2年3月31日までとなっているため、令和2年4月1日から1年間の委員について、町内会等の地域住民自治組織から推薦していただき、市長が選任する。 ・委員推薦における地域の実情を考慮し、(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例における地域協議会の委員は、当初の1年間、自治区設置条例に基づく委員が引き継げるよう配慮する。
④ 支所機能	・現行どおり。
⑤ 予算	・以下のとおり。
説明	・中山間地域の活性化のための共通事業については、1年間継続するための財源として、これまでの共通事業枠の残額及び各自治区地域振興基金からの拠出金を充当して実施する。 そのうえで、各自治区で生じる地域振興基金の残額については、令和2年度の各自治区基金事業の財源として充当する。 ・まちづくり総合交付金は、現行どおり継続する。 ・緊急的な維持補修費等(各支所年間500万円)は現行どおり継続する。

## <参考> これまでの自治区制度の経緯（まとめ）

年度	H17	H21	H25	H26	H28	H30	R1
主な経緯	<p>浜田市合併</p> <p>自治区制度スタート（当面10年）</p>	<p>自治区制度中間検証</p>	<p>アンケート・団体等ヒアリング</p> <p>自治区制度再検証（第一次調査）</p>	<p>公聴会による意見聴取</p> <p>自治区制度再検証（第二次調査）</p>	<p>（令和2年3月末まで）</p> <p>自治区制度を一部見直して延長</p>	<p>期限以降の制度について意見聴取</p>	<p>方針（最終案）の決定</p> <p>新たな住民主体のまちづくりの</p>